

市外への転出届出書（郵送申請）

（あて宛先）四街道市長

		記入日	令和 年 月 日
① 届 出 人	住 所		
	フリガナ氏名 （氏名を自署する場合は押印を省略）	届出人電話番号	（日中連絡のつく電話番号）

②いままでの住所 （四街道市の住所を記載）	四街道市	世帯主名	
	※世帯主が転出し、2人以上、四街道市にお住まいの方がいる場合、新しい世帯主名をご記入ください。	新しい世帯主名	
③これから住所 （引越し先の住所を記載）		新住所世帯主名	
④本籍地 （外国人は国籍・地域）		筆頭者氏名	
⑤転出年月日	令和 年 月 日 ※新住所に住み始める予定日、または住み始めた日		

届出人を含めた異動（転出）する方全員をご記入ください

No.	⑥ フリガナ氏名	生年月日	性別	世帯主との続柄	マイナンバーカード 住基カードの有無
1		大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有 ・ 無
2		大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有 ・ 無
3		大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有 ・ 無
4		大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有 ・ 無

四街道市内の小中学校に通学している児童・生徒がいる場合はご記入ください。

氏名	小中学校名	学年

（送付先）〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

四街道市役所窓口サービス課

電話043-421-6108

郵送による転出証明書の請求方法及び注意事項

郵送で転出証明書をご請求される際は、以下記載内容を確認のうえ、必要書類を添えて四街道市役所窓口サービス課へ郵送してください。

1. 転出届出書(郵送請求用)の記載方法

①届出人

- ・原則、引越しするご本人または四街道市在住の同一世帯の方がご記入ください。届出人の氏名欄は自署、パソコン等で入力した場合は押印をお願いします。(外国籍の方は、英字氏名でご記入ください。)
- ・本人または世帯員以外の方が届出する場合は、委任状と代理人の方の本人確認書類が必要です。
- ・住所欄は、記入日現在、お住まいの住所をご記入ください。
- ・書類に不備があった場合や転入届出の特例(「特例転入」)による転出手続が完了した際にご連絡します。平日の日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

②いままでの住所、③これからの住所

- ・住所に、マンション名やアパート名がある場合は、その名前・部屋番号も合わせてご記入ください。

⑤転出日(予定日)

- ・転出予定日の概ね 14 日前から転出届を出すことができます。事情によりあらかじめ届出できない場合等には、転出後でも届出できますが、新しい住所に住み始めた日から 14 日以内に転入の届出を行う必要がありますので、ご注意ください。なお、すでに転出している場合は、実際に転出した日をご記入ください。

⑥異動(転出)する方全員

- ・転出される方のなかに、一人でもマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、原則、転出市区町村の窓口で「転出証明書」の取得を要しない「特例転入」による手続きとなります。

2. 郵送していただくもの

①市外への転出届出書(郵送請求用)

②返信用封筒(「特例転出」の方は、カードが転出証明書の代わりとなるため不要となります。)

- ・転出証明書を返信する封筒です。110円切手を貼り、住所氏名を記入してください。返信先は、四街道での住所もしくは転出先住所でご記入ください。(不正防止のため、勤務先等への返送はできません。)

※転出証明書が届かない事例があります。事前に郵便局への転居届の手続きをお願いします。

③届出人の本人確認ができる書類のコピー

- ・写真付きの官公署が発行した証明書(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カードなど)は1種類、それ以外の証明書(健康保険証・年金証書など)は2種類必要です。

【マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方へ】

1. マイナンバーカードによる特例転入（転入届の特例）

・マイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちの方が転出し、他市町村に転入する場合、原則、転出市区町村の窓口で「転出証明書」の取得を要しない「特例転入」による手続となります。

なお、転入時は、カード本体が「転出証明書」の代わりとなりますので、手続の際は、必ずカードを持参してください。

注意 カードが一時停止・失効している場合は、「特例転入」を行うことができません。

注意 転出日から14日を経過した日以降は、「特例転入」を行うことができません。

注意 転入（予定）日から30日以内に転入届を行わない場合、カードを利用した「特例転入」ができず、「転出証明書」の交付を受けなければならないことがあります。

2. マイナンバーカードの継続利用（券面記載事項等の変更）

・マイナンバーカードをお持ちの方が、引っ越し（転出・転入・転居）をされた場合、マイナンバーカードの券面記載事項、及びICチップ内の内部記載事項の変更が必要です。

なお、変更手続は期間が定められています。

期間を過ぎるとカードが失効してしまうのでご注意ください。

手続期間等

→ 転入した日から14日以内を経過していないこと。

→ 転入予定日から30日を経過していないこと。

注意 上記期間内に窓口で転入届の手続を行ったものの、カードの暗証番号を忘れるなどで、継続利用がされていない場合、転入届を行った日から90日以内に手続きが必要です。

注意 継続利用の際は、カードの4桁の暗証番号が必要です。

3. マイナンバーカードの継続利用（署名用電子証明書「公的個人認証サービス」）

・引っ越し（転出・転入）をされた場合、マイナンバーカードに格納された「署名用電子証明書」が住所の変更とともに失効します。

「署名用電子証明書」が必要な方は、転入後、改めて転入先市区町村で再登録の申請をしてください。

※ 署名用電子証明書は、e-Tax 等、インターネットで電子申告を行い際に、必要となります。